

定住補助金一覧

区分		①新築・購入支援	②家財処分補助 空き家利活用	③購入支援 空き家利活用	④改修支援 空き家利活用
		住宅建設費用又は住宅購入費用の補助。 (物件価格200万円以上)	空き家バンク登録時、成約後の物件の家財等の撤去、処分費用の補助。	空き家バンク登録物件の購入費用の補助。 (物件価格200万円以上)	空き家バンク登録物件の改修費用の補助。
移住者 (県外からの転入者)	ア 新築	20万円 ※子育て世帯は30万円	×	×	×
	イ 購入	20万円 ※子育て世帯は30万円	×	×	×
	ウ 賃貸	×	×	×	×
	エ 空き家バンク制度利用 (購入・賃貸)	20万円 ※子育て世帯は30万円	10万円以内 ※補助率1/2	100万円 ※補助率1/2	100万円以内 ※補助率2/3
転入者 (県内からの転入者)	ア 新築	15万円 ※子育て世帯は20万円	×	×	×
	イ 購入	15万円 ※子育て世帯は20万円	×	×	×
	ウ 賃貸	×	×	×	×
	エ 空き家バンク制度利用 (購入・賃貸)	×	10万円以内 ※補助率1/2	30万円 ※改修と併用不可	30万円以内 ※補助率2/3
市内居住者	ア 新築	10万円 ※子育て世帯は15万円	×	×	×
	イ 購入	10万円 ※子育て世帯は15万円	×	×	×
	ウ 賃貸	×	×	×	×
	エ 空き家バンク制度利用 (購入・賃貸)	×	10万円以内 ※補助率1/2	15万円 ※改修と併用不可	30万円以内 ※補助率2/3

※移住者が空き家バンク物件の購入と同時に改修する場合の補助額は購入と改修に家財処分を足した110万円を上限とする。

※移住者は①新築・購入支援と②、③、④空き家利活用補助金を併用できるものとする。

※転入者・市内居住者が空き家バンク物件を購入する場合は、③購入支援と④改修支援の併用はできない。

※移住者・転入者は転入日から起算して過去5年以上杵築市（移住者の場合は大分県内）に住所を有していなかった者をいう。

※子育て世帯とは、申請日の属する年度の4月1日時点において同一世帯に18歳未満の子どもがいる世帯をいう。

※②家財処分補助、④改修支援は、杵築市内事業者に作業・工事を依頼した場合のみ補助対象とする。（事前着工不可）